

登録販売者資質向上のための生涯学習外部研修実施要領

公益社団法人 福岡県薬剤師会

一般社団法人 福岡県医薬品登録販売者協会

1. 目的

公益社団法人福岡県薬剤師会、一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会（以下「当協会」）は『登録販売者に対する研修の実施に係る取り扱いについての通知』（以下「研修通知」）に示された登録販売者に対する一定水準の研修を確保し、登録販売者の資質向上をはかる。医薬品医療機器等法及び、関連する省令、通知による登録販売者が行うべき生涯学習外部研修を適切に企画・運営するため、研修通知に示された本実施要領を定め実施する。

2. 企画・運営

当協会の研修担当委員、共催の（公社）福岡県薬剤師会及び事務局が生涯学習外部研修の企画・運営を行い、会員・非会員（一般受講者）を問わず全ての登録販売者を対象とした生涯学習外部研修を実施する。

3. 研修の実施内容等について

【実施形式】

研修は、講義（集合研修）を基本とする。但し、新型コロナウイルスや、遠隔地（山間部、離島）、高齢者等、参加できない受講者のための通信研修（DVD 及びオンライン研修）による研修を合わせて実施する。

集合研修実施日は、受講者の便宜をはかる為、平日、休日を含めた複数日を設定する。
なお、同一内容を複数回実施する場合、2 回目を再講習とする。

【研修内容】

研修は、令和 4 年 3 月 29 日付厚生労働省医薬・生活総務課長通知に示された下記の①～⑧を含むものとし、講師作成などの必要な教材を使用するものとする。

- ①医薬品に共通する特性と、基本的な知識
- ②人体の働きと医薬品
- ③主な一般用医薬品とその作用
- ④薬事に関する法規と制度
- ⑤一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥リスク区分等の変更があった医薬品
- ⑦店舗の管理及び区域の管理に関する事項
- ⑧その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

なお、テキスト等は原則、講師に作成依頼する。

【研修時間】

1 回の研修時間 4 時間の研修を実施する。年間 12 時間研修時間を確保する。毎年、定期的かつ継続的に実施する。（年間 6 回研修会実施、内、内容の異なる 3 回の研修受講を義務付ける。）

【講 師】

研修会講師については、専門的な技能・知識を有し、当事業目的を達成するうえで、適格な者が、行うものとする。

※福岡県薬剤師会が講師選定に協力し対応する。

【修了認定】

集合研修の修了にあたり、試験その他の方法により研修内容の習得を確認し、試験内容習得確認を当協会に提出することで研修の修了とする。研修手帳に研修受講印を押印することにより修了認定とする。年間12時間以上受講者には「研修修了証書」を発行する。研修受講記録を6年間、登録販売者協会で保管し、何時でも確認出来る様に対応する。

【専門性・客観性・公正性の確保】

その概要について事前に厚生労働大臣に教育、学術関係者、消費者等の参画を求め、研修の客観性を確保し、自治体等の求めに応じて情報提供する体制を整える。
下記内容を年度終了後、自主点検し定期的かつ計画的に見直しを行う。

(1)情報の公開

研修の実施予定、実施方法、実績の情報をホームページ等で公開し、透明性を確保する。

(2)研修実施の届け出について

所定の書式方法により、厚生労働大臣及び概要の報告を行う。

(3)厚生労働大臣へ届けについて

毎年4月末までに、前年度に実施した研修の概要などを所定の方式により報告する。
行政の求めに応じ、研修の実施方法、実績などの情報を提出する。

(4)研修実施記録の保存

修了認定とも関連するが、6年間保存する。

※保存内容 研修受講者氏名、住所、研修日時、会場、講師氏名、受講者人数

【研修実施費用】

研修実施費用については、会場費・教材費・講師謝礼他、実施使用必要経費明細書を作成し積算書類を保管する。

【その他】

研修担当内容の変更、休止、改廃等があった場合は様式4～6にて提出を行う。

以上

附則

この実施要領は平成26年4月1日より施行する。

この実施要領は令和4年4月1日より改正施行する。

この実施要領は令和7年12月4日より改正施行する。

(別紙)

令和4年10月よりDVD通信研修・オンライン通信研修を開始する。

(DVD研修)概要

1. 集合研修を受講できなかった登録販売者のために研修ビデオ、研修資料一式を送付し、当協会へ試験問題の回答用紙を受講者が返送、確認後、修了認定する。認定されれば研修受講押印シールを送付する。

(オンライン通信研修)概要

2. 研修資料一式を送付し、研修会当日オンライン研修受講者は試験問題回答用紙を協会へ返送、確認認定後、研修押印シールを送付する。

※注意事項

事前にパスワードを送信するが、研修受講者以外へのパスワード転送を禁ずる。

研修受講時、受講確認を本部で確認照合する。照合で未確認者は本部で途中退席させる。

※DVD・オンライン通信研修受講申込者へ事前に研修資料を送付するが、送付資料内容不備確認して下さい。グーグルドライブで資料の確認可能。

3. 研修資料送付の要、不要は事前に連絡をお願いします。

以上

別紙附則

この実施要領は令和4年4月1日より改正施行する。

この実施要領は令和4年10月1日より改正施行する。

この実施要領は令和7年4月1日より改正施行する。